

04 非常勤職員（資格職・技能労務職）採用試験

人事課分

☎ 人事課 ☎ 435-1019

●受験案内／2月1日(金)～人事課（市役所5階）で配布 ●申込／【持参】2月9日(土)・13日(火)【郵送】2月13日(土)（消印有効）までに人事課へ ●試験日／2月18日(日)
※詳しくは受験案内を参照・各担当課へお問い合わせください。

職種（○数字…採用人数）	報酬（月額）	担当課
保健師①	20万円	人事課☎435-1019
管理栄養士①	19万5千円	
市民相談員①	14万円	市民生活課☎435-1025
人権啓発専門員③	15万6千円	人権同和施策課☎435-1058
用務員(文化会館の維持管理)①	14万1千円	
作業員(不法投棄収集)①	15万3千円	一般廃棄物課☎435-1352
環境教育啓発指導員①	15万7千円	環境政策課☎435-1114
作業員(ごみ収集)⑱	17万9千円	収集センター北事務所☎471-1503
介護支援専門員①	19万8千円	指導監査課☎435-1319
介護保険ケアプラン点検員①	18万6千円	介護保険課☎435-1190
主任介護支援専門員①	20万円	地域包括支援課☎435-1197
認知症地域支援推進員①	20万円	
保健師・管理栄養士① (特定保健指導)	保健師20万円 管理栄養士19万5千円	国保年金課☎435-1215
看護師①	6万4千円	総務企画課☎488-5107
精神保健福祉士①	20万円	保健対策課☎488-5117
保健師・看護師① (結核患者の服薬支援)	保健師20万円 看護師18万6千円	保健対策課☎488-5118
保健師(乳幼児健康診査等)②	8万6千円	中保健センター☎488-5122
保健師(乳幼児健康診査等)①	20万円	南保健センター☎499-5566
保健師(乳幼児健康診査等)①	20万円	北保健センター☎464-5051
就労支援員③	18万2千円	
返還金徴収員①	15万7千円	生活支援課☎435-1205
ケースワーカー支援員①	17万1千円	
ケースワーカー補助員①	17万1千円	生活保護課☎435-1061
手話通訳員①	16万8千円	障害者支援課☎435-1060
児童館職員④	15万7千円	子育て支援課☎435-1329
児童相談員①	20万円	こども総合支援センター ☎402-7830
虐待通告対応員①	20万円	
児童虐待相談支援員①	12万円	
労働相談員①	18万2千円	産業政策課☎435-1040
作業員(公園の維持管理)⑦	15万3千円	和歌山城整備企画課☎435-1044
鳥獣被害対策実施隊員①	出動1回4千円	農林水産課☎435-1049
巡視員②	14万5千円	中央卸売市場☎431-3169
作業員(廃棄物分別・積込)①	15万3千円	中央卸売市場☎431-3161
運転手①	15万3千円	
作業員(放置自転車撤去)③	15万3千円	都市整備課☎435-1082
作業員(公園の維持管理)①	15万3千円	公園緑地課☎435-1076
住宅使用料等徴収員①	5万円+能力給	住宅政策課☎435-1099
下水道普及指導員①	13万5千円	下水道普及課☎435-1246
下水道事業受益者負担金等徴収員①	5万円+能力給	

教育委員会分

☎ 教育政策課 ☎ 435-1135

●受験案内／2月1日(金)～教育政策課（市役所11階）・各担当課で配布 ●申込／2月14日(土)（消印有効）までに教育政策課へ ●試験日／2月24日(日)

職種	報酬(月額)	担当課
校務員⑭	14万1千円	教育政策課 ☎435-1135
園務員①	14万1千円	
特別支援教育支援員②	13万4千円	学校教育課 ☎435-1139
スクールソーシャルワーカー①	10万5千円	子ども支援センター ☎402-7830
幼稚園保育補助員(午後保育)①	15万3千円	教職員課 ☎435-1196
幼稚園保育補助員②	14万7千円	
栄養士③	14万9千円	保健給食管理課 ☎435-1137

※○数字は採用人数。詳しくは受験案内を参照。

人事課分・教育委員会分共通事項

- 任期／平成30年4月1日～31年3月31日。再度任用される場合があります。
- 申込先／〒640-8511 七番丁23 人事課または教育政策課
- ※応募は1つの職種のみ可。募集内容は変更になる場合があります。受験案内は市HP (ID:1001150) からダウンロード可。

アルバイト募集！

- 事務補助員の登録 ☎ 人事課☎435-1019
※募集要項は2月1日(金)～人事課で配布。登録は3月10日(土)9時30分～13時30分に市役所14階大会議室で。

随時募集中！※募集要項は各担当課で配布

- 給食調理員（代替員）
☎ 教育政策課（市役所11階）☎435-1135
- 放課後児童支援員・補助員
☎ 青少年課（市役所10階）☎435-1235
- 保育士・保育調理業務員
☎ 保育こども園課(東庁舎2階)☎435-1064

01 障害者いきいき事業（平成30年度利用者募集）

創作的活動・社会適応訓練・レクリエーション(各回2時間)

教室名	回数	日時	定員
編物	15回	第1・3(火) 10:00～	20人
聴覚障害者パソコン	15回	ろうあ者 第2・4(木) 10:00～	5人
		中途失聴・難聴者	5人
華道	15回	第2・4(木) 13:00～	10人
体操 ※各回1時間30分	15回	第2・4(木) 13:30～	30人
ヨガ ※各回1時間30分	15回	第1・3(火) 13:30～	20人
茶道	15回	第2・4(木) 10:00～	10人
肢体障害者パソコン	15回	未経験者 第2・4(木) 10:00～	10人
		経験者	10人
絵画	15回	第1・3(火) 10:00～	15人
点字	15回	第1・3(火) 13:00～	6人
囲碁	15回	第2・4(木) 10:00～	10人
将棋	15回	第2・4(木) 10:00～	10人
着物着付け	15回	第2・4(木) 14:00～	10人
書道	15回	第1・3(火) 10:00～	35人
カラオケ	15回	第1・3(火) 13:00～	20人
陶芸	15回	第2・4(木) 10:00～	15人
手話 ※中途失聴・難聴者	15回	第2・4(木) 13:30～	20人
料理	15回	第2・4(木) 10:00～	16人
視覚障害者パソコン	15回	第1・3(火) 10:00～	10人

機能回復訓練（65歳未満の方）

内容	回数	日時	定員
作業療法	33回	第1～3(日) 10:00～12:00	6人
		13:00～16:00	9人
理学療法	33回	第1～3(日) 10:00～12:00	6人
		13:00～16:00	9人
言語療法	11回	第1(日) 13:00～16:00	6人

- 期間／5月～平成31年3月
- 対象／身体障害者手帳・特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方
- 費用／各教室予定回数×100円
- 申込／2月6日(土)～3月4日(日)の9時～17時に、身体障害者手帳・特定医療費（指定難病）受給者証を持参 ※機能回復訓練は健康保険証も必要。本人・家族以外の申込や、電話・FAXでの申込不可。申込多数の場合、抽選。申込締切後、定員に達していない教室は随時募集（一部を除く）。
- 場所・申込・問合先／ふれ愛センター（木広町5-1-9、月曜休み・祝日の場合翌日）☎433-8866、FAX433-8868
- 問合先／障害者支援課 ☎435-1060、FAX431-2840

02 意思疎通支援奉仕員養成講座

☎ 障害者支援課（東庁舎1階）☎435-1060

内容	回数	日時	定員
①手話入門	22回	4～9月の(土) 19:00～20:30	30人
		4～9月の(日) 10:00～11:30	30人
②点字	20回	4～10月の(日) 13:30～15:30	20人
③朗読	23回	4～11月の(日) 13:30～15:30	20人

- 場所／①ビッグ愛 ②③ふれ愛センター
- 申込／2月23日(土)〈必着〉までに郵送・持参・メールで申込用紙を提出
- 申込・問合先／障害者支援課☎435-1060
✉ shogaishashien@city.wakayama.lg.jp
※要テキスト代。申込用紙は障害者支援課・ふれ愛センターで配布・市HP (ID:1012438) で。



請求期限は平成30年4月2日まで！

03 第10回 戦没者等遺族への特別弔慰金

☎ 高齢者・地域福祉課（東庁舎2階）☎435-1063

必要書類の取得等に時間がかかる場合がありますので、未請求の方は早めにお手続きください。

- 対象者／戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日時点で公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない次の順番による先順位のご遺族1人。
- ①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
※③は戦没者等の死亡当時、生計関係の有無などにより順番が入れ替わります。
- ④左記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※④は戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方のみ
- 内容／平成28年から額面25万円5年償還の記名国債
- 申請／平成30年4月2日(日)までに①請求者の印鑑 ②代理の方が手続きを行う場合は、本人確認書類（運転免許証など）③戸籍等の必要書類*を持参し高齢者・地域福祉課へ
※必要書類の詳細については同課へお問い合わせください。

07 平成30年度の主な税制改正

市民税課 ☎ 435-1036
市 HP (ID: 1018514)

●給与所得控除の見直し（上限額の引き下げ）

給与所得控除の見直しがされ、給与所得控除の上限が適用される給与収入を平成29年分以降は1,000万円（控除額220万円）に引き下げることとされました。住民税については、平成30年度以後に適用となります。

●「スイッチ OTC 薬控除」（医療費控除の特例）の創設

適切な健康管理の下で医療用薬品からの代替を進めるため、健康の維持増進や疾病の予防への取組として一定の取組を行っている個人が、所得控除できる特例が創設されました。

スイッチ OTC 薬とは？
医師の処方が必要だった医療用医薬品から転用された、薬局などで購入できる市販の医薬品です。かぜ薬や胃腸薬など約1,500種類が厚生労働省 HP (セルフメディケーション税制対象医薬品目一覧) に掲載されています。

適用要件である健康の維持増進や疾病の予防への取組（一定の取組）

次の①～⑤のいずれか1つに該当する検診等・予防接種（医師の関与があるもの）を受けていることが要件。

- ①特定健康診査（メタボ検診）②予防接種 ③定期健康診断（事業主診断）④健康診査（医療保険者が行う人間ドックなど）⑤がん検診

- ▶適用 本人・本人と生計を一にする親族にかかる「スイッチ OTC 医薬品」の購入費用を1年間に1万2,000円を超えて支払った場合
- ▶期間 平成29年1月1日～33年12月31日（平成29年分の所得税、平成30年度の個人住民税から5年間）

	従来の医療費控除	スイッチ OTC 薬控除（医療費控除の特例）
控除額	（その年に支払った医療費の総額－保険金等で補填される金額）－（10万円または総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない額）	（その年に支払ったスイッチ OTC 薬の総額－保険金等で補填される金額）－1万2千円
控除限度額	200万円	8万8,000円

【注意】 ①この特例を受ける場合は、従来の医療費控除を受けることができません。いずれか一方のみ。②所得税の確定申告または、個人住民税の申告が必要。（所得税の確定申告された方は、個人住民税の申告は不要です。）③平成29年1月1日以降に購入するスイッチ OTC 医薬品が対象。④申告の際には医薬品名、金額、当該医薬品がセルフメディケーション税制対象品である旨、販売店名、購入日が明記されたレシートや領収書、また一定の取組を行ったことを明らかにする書類（インフルエンザ予防接種の領収書・会社で受けた定期健康診断の結果通知表など）が必要。⑤検診等・予防接種の費用は控除対象外。

●医療費控除・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の申告時における「明細書」の添付義務化

医療費控除・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）のいずれかが適用を受ける方は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないこととされました。

- ▶適用 所得税は平成29年分の確定申告、住民税は平成30年度の個人住民税申告

【経過措置】 所得税は平成29年～31年分、個人住民税は平成30年度～32年度分は、医療費等の領収書の添付・提示で申告可能。

医療費通知※の活用

※健康保険組合等が発行する「医療費のおしらせ」など。被保険者の氏名、医療を受けた年月、医療を受けた人の氏名、病院・薬局などの名称、医療費の自己負担額、保険者の名称の記載があることが条件。

医療保険者から交付を受けた医療費通知（原本）を添付すると医療費控除の明細書の記入を省略できます。（セルフメディケーション税制除く）

明細書の記入内容の確認のため、医療費等の領収書は確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

すくすく育てね 和歌山市のこどもたち
Wakakko わかっこ

3歳未満のお子さん写真大募集！

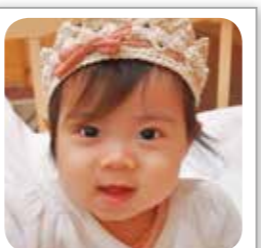
- ①名前(ふりがな) ②生年月日 ③住所 ④電話番号 ⑤メールアドレスを記載のうえ、メールでご応募ください。抽選で掲載します。市 HP のトップにもランダムに表示します。
- ※写真データは1MB以上。プリント写真の郵送も可。
- ▶あて先▶広報広聴課 koho@city.wakayama.lg.jp



いのうえ すず
井上 鈴々ちゃん
H28.11.28生(大垣内)



おかざき れん
岡崎 蓮道ちゃん
H28.7.31生(紀三井寺)



にしくぼ いろは
西口 彩羽ちゃん
H29.1.2生(有本)

05 確定申告はお早めに！

和歌山税務署 ☎ 424-2131(音声案内[2]を選択)

受付期間

所得税・復興特別所得税

▶2月16日(金)～3月15日(木)

贈与税

▶2月1日(日)～3月15日(木)

※マイナンバーの記載と本人確認書類の提示が写しの添付が必要



申告会場

2月16日(金)から開設
申告相談の受付は16時まで

▶和歌山税務署 2階会議室

税務署は移転しました ●新所在地／二番丁3

和歌山地方合同庁舎の1・2階が和歌山税務署です。

※合同庁舎につき他官庁との共用の駐車場のため、常時混雑が予想されます。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

※混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。

06 市・県民税の申告をお忘れなく

市民税課 ☎ 435-1036

●住民税の申告

確定申告が不要の方でも、市・県民税の申告が必要な場合があります（市から申告書が届いた方など）。

申告は市・県民税を計算する基礎資料になり、また課税証明書等を発行する資料にもなります。忘れずに申告しましょう。右の各支所では、出張受付を実施します。区域内にお住まいの方はご利用ください。

Q. 必ず必要な書類は？

A. ①印鑑 ②前年の収入を明らかにできるもの（年金・給与の源泉徴収票など）③マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと本人確認書類

Q. 申告が必要ない人もいる？

A. 平成30年1月1日現在、和歌山市に住所がある方は、申告の必要があります。しかし、次のいずれかに該当する人は、申告の必要はありません。

●対象／

- ①税務署に所得税の確定申告書を提出された方 ②給与所得のみの方で、勤務先から本市へ給与支払報告書の提出がある方 ③公的年金等に係る所得のみの方で、控除の追加が必要でない方 ④市・県民税が非課税となる方（ただし、課税証明書等を発行する予定のある方は申告が必要。）

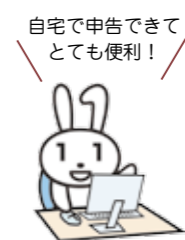
医療費控除の改正

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。※領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

申告書の作成を自宅で！

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー（http://www.nta.go.jp）」が便利です。プリンタで印刷して、郵送で提出できます。

マイナンバーカードで電子申告



自宅で申告できてとても便利！
マイナンバーカードをお持ちの方は、e-Taxを利用して自宅からネットで申告できます。マイナンバーカードの申請は、市民課へお問い合わせください。※カードの申請から交付まで約1か月かかります。

市民税課 ☎ 435-1027

●支所受付時間／9時30分～12時、13時～16時

場所	受付日	場所	受付日
紀伊支所	2/13(四)	西山東支所	2/22(木)
小倉支所	2/14(金)	直川支所	2/23(金)
西和佐支所	2/15(土)	岡崎支所	2/26(月)
安原支所	2/16(土)	東山東支所	2/27(火)
和佐支所	2/19(月)	有功支所	2/28(水)
西脇支所	2/20(火)	川永支所	3/1(木)
加太支所	2/21(水)	山口支所	3/2(金)

Q. 控除申告に使える主な書類って？

A. ●社会保険料（国民健康保険料や国民年金保険料、介護保険料など）の納付証明書・領収書
●生命保険料、地震保険料の控除証明書
●障害者手帳等（本人・扶養家族が該当する場合）
●医療費控除の申告をされる方は、医療費控除の明細書
※詳しくはP.7「平成30年度の主な税制改正」をご覧ください

郵送でも申告ができます

申告は、持参する方法以外に郵送でも可能です。申告用紙と必要な書類等を市民税課あてに郵送してください。※申告用紙には電話番号を必ず記入してください。



市 HP(ID:1001428)で申告書の作成ができます。